

江南市インターンシップ制度実施要項

（目的）

第1条 江南市（以下「市」という。）は、就業前の学生を対象に、自らの専攻や将来の進路と関連した就業体験（以下「インターンシップ」という。）の場を整備することにより、学生の就業意識の向上、学習意欲の喚起を促すとともに行政の仕組みや流れについて理解を深めさせ、また、学生から本市の市政に対する意見・提言を受け、今後の業務改善や職場の活性化に生かすことを目的とする。

（対象者）

第2条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学及び高等学校等（以下「大学等」という。）の学生及び生徒（以下「学生等」という。）とする。

（受入人数）

第3条 インターンシップの受入人数は、各年度につき学生等5名程度（各大学等につき1名）とし、希望者が多数の場合は選考を行う。

（実施期間）

第4条 インターンシップの受入れ実施期間は、7月1日から9月30日までの間で1～2週間程度とし、学生等と調整の上、決定する。

（受入手続き等）

第5条 インターンシップ実習（以下「実習」という。）を希望する学生等は、大学等からインターンシップの申し込みについての承諾を得たうえで、市が指定する方法により申し込むものとする。

2 実習の申込みがあったときは、学生等が実習を希望する部署と協議をしたうえで、実習受入れの可否を大学等及び学生等に通知する。

3 学生等の受入れを決定した場合は、市は大学等と江南市インターンシップ受入れに関する協定書（様式1）を締結する。

（実習時間）

第6条 受入れ担当課職員の正規の勤務時間と同じとする。

ただし、特別の事情がある場合には、双方協議の上、変更できるものとする。

（実習生の身分及び報酬等）

第7条 インターンシップの受入れを決定した学生等（以下「実習生」という。）に対し、市の職員としての身分を付与しないものとする。

2 市は、実習生に対して、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

(実習上の留意事項)

第8条 実習生は、市の職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

2 実習生は、市の職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。

3 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

4 実習生は、実習において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。実習期間終了後においても同様とする。

(誓約書)

第9条 実習生は、前条に規定する事項を遵守するため、誓約書(様式2)を江南市長あてに事前に提出しなければならない。

(報告書等の提出)

第10条 実習生は、実習終了後、実習報告書(様式3)を江南市長あてに提出し、また、各職場にて、実習結果について発表を行うものとする。

2 受入担当課の所属長は、実習終了後、実習結果報告書(様式4)を江南市長あてに提出するものとする。

(実習中における事故責任等)

第11条 大学等及び実習生は、実習期間中の事故に備えて、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中及び実習先と往復途上における事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により市又は第三者に損害を与えたときは、学校等及び実習生は、市又は第三者に対して連帯してその損害を賠償しなければならない。

(実習の中止について)

第12条 実習生が、第8条の規定に違反した場合又は業務に支障を来たしたとき若しくは業務に支障を来たすおそれのあるときは、直ちに実習を中止するものとする。

(その他)

第13条 この要項に定めのない事項については、その都度市長が定めるものとする。

附 則

この要項は、平成25年6月1日から適用するものとする。

附 則

この要項は、令和7年6月1日から適用するものとする。